

## (財)水道技術研究センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-8-1 虎ノ門電気ビル2 F

TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215

E-mail <u>jwrchot@jwrc-net.or.jp</u>
URL <u>http://www.jwrc-net.or.jp</u>

# ニュージーランドの水道法改正案について(その1)

# (はじめに)

ニュージーランドでは、昨年、水道法改正案 (The Health (Drinking Water) Amendment Bill) が国会(一院制)に提出され、審議が行われてきました。この水道法改正案は「地域社会(communities)」に供給されている水道水質を改善することにより、公衆の健康を保護することを目的とする。」とされています。

法案は 2006 年 6 月 21 日(水) に国会に提出され、2006 年 7 月 25 日(火) に「第一読会(first reading)」が行われました。そして、国会では、法案審査及び公聴会のため、法案を「保健特別委員会(the Health Select Committee)」に付託しました。そして、2007 年 8 月 3 日、保健特別委員会は、法案は一部修正を持って通過させるべきとの報告を行いました。

以下に、法案の概要及び国会審議での論点等について紹介することとします。なお、以下の内容に 誤りなどがありましたら、ご指摘いただければ幸いです。

(注)翻訳に当たっては、「Drinking Water」は、原則として「水道水」と和訳しています。

### [参考1]ニュージーランドにおける立法手続き

法案が国会を通過し法律となるまでには、以下に示すような手続きを経る必要があります。

(提出:Introduction)

立法手続きは法案が提出されたときに始まります。

(第一読会: First reading)

第一読会は、国会で法案を討議する最初の機会となります。討議の後に、法案の取扱いが決定され、可決されれば、通常、法案は審議を深めるため、特別委員会に付託されます。

(特別委員会: Select committee)

法案が特別委員会に付託されると、通常、委員会では6ヵ月掛けて法案審議を行い、委員会報告の準備を 行います。法案に対する公聴会も行われ、必要に応じ、法案の修正が行われます。

(第二読会: Second reading)

委員会からの議会報告後、第二読会があります。議員は、法案及び特別委員会報告による修正箇所について討議を行います。その後、法案について採決を行います。

(全員協議会: Committee of the whole House)

全員協議会においては、国会議員はだれでも討議に参加できます。討議の時間制限はなく、対案が出されることもあります。法案が合意に達すれば、第三読会に進みます。

(第三読会: Third reading)

法案について最終討論を行い、採決を行います。法案が可決されると、勅裁という最終段階に進みます。

( 勅裁: Royal assent)

ニュージーランド総督又はその代理者が法案に勅裁(国王の裁可)を与えます。

## 1.水道法改正案の概要

この法案(水道法改正案)は、2000 年 11 月に閣議決定されたところの、柔軟性のある、リスク管理に基づいた水道水(管網又はタンク輸送により配水される飲料水: reticulated and tankered drinking water)についての法的枠組みを導入しようとするものである。

法案が現在の形で成立した場合には、保健省の水道水に関する戦略が、強制力を持たない任意のものから、法的強制力を持った規制制度となる。

法案における水道水供給事業者(suppliers)の法的義務は、次のようなものがある。

- \* (現在は強制力のない)水道水基準に適合するため、実施可能なあらゆる手段を講じること
- \*(給水人口が500人以上である場合は)水供給のための公衆健康リスク管理計画を導入・実施すること
- \* 各地域の水道水供給事業者の登録制度を導入すること
- 一方、これらの義務は、一定以上の事業者に対して適用される。
- \*年間を通じて60日以上、25人以上に給水
- \*25 人未満の場合、「給水人口×給水日数」が6,000 人日以上

なお、法案では、これらの規模に満たない事業者に対しては、最低限度の義務が課される。

( 出典 ) Proposed Legislation - The Health (Drinking Water) Amendment Bill <a href="http://www.moh.govt.nz/moh.nsf/indexmh/drinking-water-proposed-legislation">http://www.moh.govt.nz/moh.nsf/indexmh/drinking-water-proposed-legislation</a>

#### [参考2] タンク輸送による飲料水の適合基準 ( Tankered Drinking-water Compliance Criteria )

ニュージーランド2005年水道水基準(Drinking-water Standards for New Zealand 2005)では、全ての飲料水運搬業者は登録しなければならないとし、タンク輸送される飲料水は登録された水道事業者からの供給水に拠るのが好ましいとしている。

(ニュージーランド 2005 年水道水基準からの抜粋)

11.2 Sources and classes of water

Tankered drinking-water is water delivered by tanker and not through a water network reticulation. It is preferably sourced from water provided by a registered drinking-water supplier whose supply complies with the DWSNZ. It may be delivered by road or rail to the consumer's storage facility on a commercial or voluntary basis.

# 2. 改正理由

水道法を改正する理由は、ニュージーランドにおける現在の水道水の供給体制が地域住民を保護するには不十分であるということによる。浄水処理及び水道水の配水の安全確保が、強制力を持たない任意のメカニズムに依存していることにおいて、ニュージーランドは先進国家の中で特異である。このことは、二つの面で、公衆の健康に対するリスクを有している。

罹患率が高いこと

例えば、ニュージーランドにおけるカンピロバクター症の疾病率は、英国の 2 倍、オーストラリア 及びカナダの 3 倍である。これは、少なくともその一部は、水道水の汚染が原因であると考えられる。 主な疾病の発生リスクが高いこと

現行のニュージーランドの水道水に関する法制度は、故意又は事故による水道水の汚染によって引き起こされる疾病の発生に対して、防止効果をほとんど持っていない。このような汚染事例は、海外で発生しており、例えば、カナダの「ウォーカートン(人口4千人)」では、2000年5月、病原性大腸菌により7人の死者と2,321人の患者が出たと報告されている。一方、米国ウイスコンシン州の「ミルウォーキー(人口583千人)では、1993年、水道水を介したクリプトスポリジウム症により70~

100人の死者と40万人の患者が出ている。

1984 年にクイーンズタウンで汚染された水道水により 3,500 人が罹患した事例を除けば、水道水による疾病の発生の多くは 100 人未満の小規模なものであり、これまで、ニュージーランドは幸運であったといえる

## [参考3]ニュージーランドの概要

- 1.面積 27万534平方キロメートル(日本の約4分の3)
- 2.人口 415万人(2006年9月、NZ統計局)
- 3.首都 ウェリントン (18.8 万人、2006 年 6 月末、NZ 統計局)
- 4.民族 アングロサクソン系及び先住民マオリ系(約56万5千人13.6%2006年国勢調査)
- (出典)外務省HP http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nz/data.html

## 3.現状-強制力のない自主的な取り組み-

ニュージーランドにおける水道の管理は、大きく次の3つの要素で構成されている。

(1) 環境 (The environment)

地下水・地表水のいずれであれ、水道水源は基本的に「1991 年資源管理法 (the Resource Management Act 1991)」によって規制されている。

(2) 水道事業者(Water suppliers)

取水から、浄水、そして、管路又はタンク経由での消費者への配水が含まれる。このシステムは、 現在、ほとんどが自主的な仕組みのもとに行われている。

(3)建物内の貯水及び給水(Storage and distribution)

水道の使用場所(一般には蛇口)までの建物内における貯水及び給水は、「2004年建築物法(the Building Act 2004)」によって規制されている。

# 4. 水道事業者による水道水の管理

水道事業者による水道水の管理に関する自主的な仕組みは、保健省の管轄となっている。このシステムの最も重要な要素は、次のとおりである。

(1) ニュージーランド水道水基準 (<u>The New Zealand Drinking Water Standards</u>)

この基準は 1984 年から出されているもので、水質測定項目及び最大許容値などが示されているが、基準の適用は任意 (voluntary)である。

- (2) 水道事業登録(<u>Register of Community Drinking-Water Supplies in New Zealand</u>)
  - 2,000 を超える水道事業が登録され、全国水道水情報システム(WINZ)の一部として運営されている。現在、登録は任意である。
- (3)水道事業の公衆衛生面からの格付け(Public health grading of community drinking-water supplies) 各地域の保健委員会(District Health Board、現在、全国で21委員会が設置されている。)の職員によって水道事業を公衆衛生面から格付けするもので、1993年以来、ニュージーランドの水道水質改善の大きな原動力となっている。
- (4)全国水道水情報システム(WINZ: Water Information New Zealand)

WINZ は、全国の水道水に関する電子情報データベースである。

なお、次ページに添付した「Drinking Water for New Zealand」で、各水道事業の人口、水源、 浄水水質の基準適合状況などが画面で表示されるようになっている。

#### [参考4] Drinking Water for New Zealand の画面



(出典) <u>http://www.drinkingwater.co.nz/</u>

(5) 公衆衛生リスク管理計画 (<u>Public Health Risk Management Plans</u>)

保健省は、公衆衛生リスク管理計画の採用による、リスクを基とした水道水の管理手法を推奨・ 促進している。

(6) ニュージーランドにおける水道水の微生物学的及び化学的性状に関する年次報告 (<u>Annual</u> <u>Report on the Microbiological and Chemical Quality of Drinking-Water Supplies in New Zealand</u>)

毎年11月から12月頃に、前年の状況についての報告書が発行される。

( 7 ) ニュージーランドにおける水道水質管理ガイドライン ( <u>Guidelines for Drinking-Water Quality Management in New Zealand</u> )

これらの技術ガイドラインは、ニュージーランド水道水基準を補完するものである。

(8)保健省認証試験所の利用(The use of Ministry-recognised laboratories) 保健省認証の試験所のみが、水道水基準への適合性を示す試験等の手順を行い得る。

## (文責)センター常務理事兼技監 安藤 茂

.....

#### 配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記まで E - メールにてご連絡をお願いいたします。〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル 2 F (財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL: jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。